

# 国民健康保険税率(額)の改正についてのお知らせ

令和8年度より、下記のとおり国民健康保険税率(額)の改正を行いました。

1. 高知県内保険料(税)水準の統一を見据えた賦課方式の改正(資産割の廃止など)  
高知県では、加入者の公平性と国保運営の安定性を確保しながら、医療費の上昇を抑制することを目的として、県内市町村の保険料(税)水準を令和12年度に統一する取組を進めており、本町では資産割の廃止など県内保険料(税)水準の統一を見据えた賦課方式に改正しました。
2. 子ども子育て支援納付金の新設  
令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度は、子育て世帯への給付拡充の財源を全世代や企業の皆さんから拠出していただくことで、子どもや子育て世帯を社会全体で支援する仕組みです。
3. 負担割合の調整  
令和12年度までの間において被保険者の負担軽減を図るため、賦課割合の調整を行いました。  
令和8年度の国民健康保険税率(額)は次のとおりです。

項 目		現 行	改 正 後	比 較
医療分	所得割	7.10%	6.40%	▲0.70%
	資産割	26.00%	廃止	▲26.00%
	均等割	20,600円	20,200円	▲400円
	平等割	21,600円	22,000円	+400円
後期分	所得割	2.75%	2.60%	▲0.15%
	資産割	11.00%	廃止	▲11.00%
	均等割	7,800円	8,600円	+800円
	平等割	8,400円	8,500円	+100円
介護分	所得割	2.60%	2.10%	▲0.50%
	資産割	8.00%	廃止	▲8.00%
	均等割	9,300円	17,400円	+8,100円
	平等割	7,000円	廃止	▲7,000円
子ども・子育て分	所得割	—	0.30%	+0.30%
	均等割(内18歳以上均等割)	—	2,000円(100円)	+2,000円(100円)

保険税は、皆さんに安心して医療を受けていただくための大切な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。なお、各世帯の具体的な保険税額につきましては、7月中旬頃に納税通知書にてお知らせします。

○お問い合わせ 本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816

## 後期高齢者医療制度の令和8・9年度の保険料率が決まりました

### 令和8年度から子ども・子育て支援金が始まります

後期高齢者医療制度では、利用者負担を除いた後期高齢者の医療費の支払いなどに必要な費用の約5割を国・県・市町村の公費が負担し、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金が負担しており、被保険者の皆さんに負担していただく保険料は、全体の約1割となっています。

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。基金を活用しながら将来に渡って安定した制度運営を行うために、令和8・9年度の保険料率については、令和6・7年度の保険料率(被保険者均等割額 56,000円・所得割率 10.78%)から以下のとおりとなりました。

また、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度は、全ての世代や企業から拠出された支援金を、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

保険料は、皆さんに安心して医療を受けていただくための大切な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。なお、個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、7月初旬に決定する予定です。

区 分	被保険者均等割額	所得割率	
①基礎賦課分	60,400円	10.31%	令和8・9年度共通
②子ども・子育て支援納付金分(新設)	1,393円	0.24%	令和8年度

1人あたりの年間保険料 = ①基礎賦課分 + ②子ども・子育て支援納付金分